

第 9 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 4 日)

平成 17 年 12 月 16 日 (金曜日)

議事日程

平成 17 年 12 月 16 日 午前 9 時 31 分開会

日程第 1 一般質問

通告 順	議席 番号	氏 名	質 問 事 項
1 1	1 4	岡 田 聰	1. 学生通学時の安全対策について 2. 義務教育費国庫負担率引き下げの影響について 3. 将来のごみ焼却施設について
1 2	1	近 藤 大 介	1. 平成 16 年度決算について 2. 職員の資質向上について
1 3	4	遠 藤 幸 子	1. 子供たちの安全対策と地域の人達とのかかわりに いて 2. 健康で長生きのまちづくりについて
1 4	7	川 島 正 寿	1. 行財政改革について 2. 観光大山町の推進について 3. 通学路の街灯設置について
1 5	1 7	野 口 俊 明	1. 防災について

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

通告 順	議席 番号	氏 名	質 問 事 項
1 1	1 4	岡 田 聰	1. 学生通学時の安全対策について 2. 義務教育費国庫負担率引き下げの影響について 3. 将来のごみ焼却施設について
1 2	1	近 藤 大 介	1. 平成 16 年度決算について 2. 職員の資質向上について
1 3	4	遠 藤 幸 子	1. 子供たちの安全対策と地域の人達とのかかわりに いて

			2. 健康で長生きのまちづくりについて
14	7	川島正寿	1. 行財政改革について 2. 観光大山町の推進について 3. 通学路の街灯設置について
15	17	野口俊明	1. 防災について

出席議員（21名）

1番 近藤大介	2番 西尾寿博
（9時35分着席）	
3番 吉原美智恵	4番 遠藤幸子
5番 敦賀亀義	6番 森田増範
7番 川島正寿	8番 岩井美保子
9番 秋田美喜雄	10番 尾古博文
11番 諸遊壊司	12番 足立敏雄
13番 小原力三	14番 岡田聰
15番 二宮淳一	16番 椎木学
17番 野口俊明	18番 沢田正己
19番 荒松廣志	20番 西山富三郎
21番 鹿島功	

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小谷正寿 書記 …………… 汐田美穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山口隆之	助役 …………… 田中祥二
教育長 …………… 山田晋	代表監査委員 …………… 椎木喜久男
中山支所長 …………… 河崎博光	大山支所長 …………… 田中豊
総務課長 …………… 諸遊雅照	人権推進課長 …………… 近藤照秋
企画情報課長 …………… 後藤透	住民生活課長 …………… 福田勝清
福祉保健課長 …………… 松岡久美子	産業振興課長 …………… 渡辺収
地域整備課長 …………… 押村彰文	税務課長 …………… 坂田修

学校教育課長 ……高 見 晴 美

社会教育課長 ……麴 谷 昭 久

観光商工課長 ……福 留 弘 明

水道課長 ……小 西 正 記

農業委員会事務局長…高 見 公 治

会計課長 ……金 平 隆 哉

開議宣告

○議長（鹿島 功君） おはようございます。一般質問 2 日目となりました。ただいま出席議員は 20 人でございます。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長（鹿島 功君） それでは一般質問を行います。通告順に発言を許します。14 番岡田 聰君。

○議員（14 番 岡田 聰君） 2 日目の最初に質問させていただきます。3 項目の質問を用意しております。

まず 1 番目に小・中学生通学時の安全対策は。最近特に子供を対象とする凶悪犯罪が多発し、心が痛むような憂慮すべき状況でございます。かつては、道草をしながら楽しく下校していたが、最近では安全上それもままならぬ状況である。小・中学生の登下校時の安全を守るため、各地でさまざま取り組みがなされているようですが、これで絶対安全という方法はなく、摸索しているようであります。「子は宝」です。地域の宝でもあります。地域で守っていかねばならないと思っておりますが、安全対策として、通学路の要所に防犯灯の設置とか、防犯ブザーの支給、更に地域住民が子供に常に注意を払う、見守る仕組み、例えば、ボランティアによる登下校時のパトロール等、考えられるが、教育長としてどう対処していくのか質します。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 岡田議員さんの小・中学生の通学時の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

議員のお話にもありましたが、以前は道草をしながら校下のいろんな人たちと出会ったり、自然と触れ合いながら子供達が成長していったわけですが、最近はそのような状況にないことは教育委員会としても胸を痛めているところでありますが、所轄するそういう立場から申し上げたいと思っております。

現在の状況でありますけれども、小学校では徒歩あるいはスクールバスというような通学方法をとっているわけですが、原則、集落ごとの集団登下校ということで対応しております。若干バスなどについては分かれる場合もございますが、集落単位の集団登下校ということが原則でやっております。

さらに学校では指導として不審者に対する安全教室とか、あるいは交通安全のいろんなルールを学ぶというようなこういう指導をしておりますし、更に子ども自身でも

発達段階に応じて安全を守るとか、安全に気づくとか危険を回避するとかこういったような意識を高める、こういうことをやっております。さらに事件・事故がおきやすいのは下校時が高まるわけですので下校時にあわせて、教職員や保護者、地域の人たちによる安全パトロールを実施しているところであります。

小学校全部ではありませんが、同じ方向へグループで帰る、こういうことを徹底したり、防犯ブザーを持たせたり、あるいは八橋署から笛をいただいた学校もあるわけでそういう笛を持たせているなどの対応もしております。

中学校については、少し大きくなるということもありますので、自転車徒歩通学というのもできますが、特に部活動というのが中学校にはあって、そのために下校時間が子どもによって違うというこういう実情もあって遅くなる場合は、保護者に迎えに来てもらおうと、こういうことを考えておるところです。

一部の保護者から携帯電話を持たせてくれというようなことも出ておるんですが、別な理由から携帯電話の所有については、基本的に学校は認めない、こういう形であります。防犯灯や街路灯の設置につきましては、多くの要望が寄せられておりますので、緊急を要する所あるいは必要と思われるような所から設置しとる、検討しとるわけですが、要望を全て満たすことはとても出来ないのではないかなどこういう具合に思っております。

去る12日に学校関係者や青少年育成町民会議、あるいは八橋警察署などと安全対策協議会を開催して最近の事案・事例こういったような情報交換や、そういう場合どう対応するかというような緊急対応について協議をしたところであります。

今後の対策としては、通学路の点検をそれぞれの立場でしながら、不審者の情報っていうのが結構ございますので、これを受けたときの連絡網、どうするのがいいのか。こういったようなことも研究しながら、いずれにせよ多くの人々の知恵や協力を得ないととても完璧にできませんので、そういうことをしながら児童生徒の安全というものに取り組んでいきたいとこういう具合に考えているところでございます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） いろいろ対策をとられているようですが、もう2点ほど加えて、最近特にこのような不幸な事件と申しますか、教育犯罪の背景いろいろ考えますと、自分の思い通りにならないと気がすまないとか、妨害するものは排除するという、それには手段を選ばず、簡単に尊い人の命を奪ってしまう。想像力も働かせず、その後どうなるか、結果も思い描かないといった短絡的な事件が多いわけですが、この背景をどう考え、また長い目でみた改善策と申しますか、対策はございますか。もう1点、いろいろ手を打っていただいているようですが、最近の事件以来、小中学生の登下校時の安全を守るため、防犯ブザーが飛ぶように売れて、都道府県庁所在地46都市のうち半数の23都市が防犯ブザーや、防犯ホイッスルの購入費を公費負担している

そうです。その他、防犯ブザー取り付け型ランドセル、GPS付きのランドセル、それから防犯ブザーを鳴らすと警報音が鳴るだけでなく、保護者や学校などあらかじめ登録した電話番号に自動的に危険を知らせる。しかもGPSで位置情報を常に送りつづけるような端末機も今後発売されるようでございます。そこまでしないと子どもの安全が守れぬ日本の社会になってしまったのかと悲しくなりますが、相次ぐ事件発生を受け全国で住民による防犯ボランティア組織が15,000団体を突破したそうです。

地域住民が子どものことをいつも気にかけて、地域みんなの目で子どもを守る。こういった地域の防犯意識を更に高める方策をどう考えますか。2点についてお願いいたします。

(近藤議員 着席)

○議長(鹿島 功君) 教育長。

○教育長(山田 晋君) 再質問にお答えいたします。二つ長い目でどういう対応が考えられるかということ、地域ぐるみでどういうところがあるのかと、こういうご質問だったかと思うんですが、1点目でございます。長い目というのは緊急の今、対応をいろいろ考慮しているわけですが、今の状況でいきますと保護者が登下校特に下校の時に迎えにきて、ついでに近所の子どもも乗して帰ると、従って、ぱっと見るとですね、例えば軽自動車に満杯の子どもが乗っている。こういう状況も起きております。確かに無事に帰れば、それはそれなりの成果といえるわけですが、学校の前にきて、4人、5人と乗り合わせて帰るその乗用車の安全というのも、決して確保されているものではありません。ただ、緊急事態ということで、そういうことも学校と連携しながら注意を呼びかけているわけですが、よその子どもを乗せているという問題などを考えるとですね、やはりそこに何らかの解決方策というのを作っていかないといけん。学校とPTAとでそういうあたりのことについて、今、検討をしているところであります。

更に、不審者情報というのが結構な数、来ます。例えば放課後、子どもは不審者に会って、保護者がそれに気づいて、八橋警察署に連絡をしますが、学校と警察に連絡しますが、教育委員会はそれを受けて、更に管下の小中学校に流すと、それを受けた時点というのは、各学校ともすでに児童生徒は帰っておる。あるいは帰る途中で学校が受けるわけです。生徒は今帰っておる。学校に不審者が出たという情報を受けて、学校はそれをどういう具合に扱っていいのか。通例ですと次の日の朝、子どもに向かって朝の会とか、全校集会で気をつけと、こういう具合に言うわけですが、不審者情報は正にそういう盲点と言いますか、4時半、5時、6時ごろに入ってくるわけですから、この辺はどこの学校も今、苦慮しているところであります。一部に、携帯に流すというようなこともあって、教育委員会でもそういうあたりを検討しているし、米子

市についてはホームページで試行していくということもあるんですが、そういうところだけでカバーできない問題も、一方に抱えておると、そういうことを考えながら、長い目というのは議員の二つ目のご質問にあった地域ぐるみで色々な形で子どもたちを見守るといふ、こういうことが必要かと思っております。今までは安全あるいは子どもを育てるといふことについては、PTAとか学校の教職員、これをターゲットにしていっていただけですが、町長も昨日申し上げたとおり、区長さんというところも、ひとつの今後はそういうあたりの協力依頼先になるのかなあと思っております。それからボランティアについては既に町内にはいくつかのそういうパトロールをはじめいくつかのボランティア団体があって、精力的にほとんど無報酬で頑張っていておるといふこういう現状もあります。年を明けたらそういうあたりを掌握しながら町民の啓発につながる大会が開きたいなと検討しておるところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） もう1点、このような犯罪者を生まないような教育といえますか。そういうものが根本的にあると思えますけども、そういう人を作らないといえますか、生まないような教育方針、これを長い目で見た対策になるかと思えますが、非常に難しいことですが、教育方針とか何かありましたら。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 非常に難しいご質問だと思いますが、犯罪者にならないという視点と犯罪者に会った時に、自分の命を守れるそういう対応ができる、そういう人間に育てていけないけれど、こういう具合に思っております。犯罪者にならないというのはやっぱり小中学校の辺から、正義感、社会規範、こういうものについて特に教育の中に強く打ち出していく必要があるかとかこういう具合に思っておりますし、そういう人に出会ったときには、自分で逃げるとか、あるいは回避する、こういう能力、こういうものも学習していく必要があるかと思っております。以前から危機管理というような地震や火事だけでなしに不審者の侵入について、こういったあたりは既に訓練や学習を行っているところでもあります。今回のこういう事態を受けて更にそういう辺の指導を徹底していきたい。こういうふうに考えております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 了解いたしました。2番目の質問に移ります。義務教育費国庫負担率引き下げの影響は、国と地方財政の三位一体改革の至上命令とされた3兆円の税源移譲が政府、与党の調整でまとまり、義務教育費国庫負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられることが決まった。地方六団体の求める義務教育費国庫負担制度廃止には賛否両論あると思えます。国の関与が無くなり、地方の裁量により特色ある教育ができるのか。あるいは自治体間の教育水準が保てなくなるのか。または、財源確保の難しい地方自治体への交付税措置が将来にわたって保証できるの

か、等の異なった見方、懸念がされているが町長の見解は。

更に、公務員改革で教職員の削減も政治日程に上がっているようだが、次の世代を担う子どもたちを教職員数や教育予算上における余裕を持って、大らかに育てていくためには、大きなマイナスになると考えますが、町長並びに教育長の考えを質します。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは岡田議員さんのご質問に答弁させていただきます。義務教育国庫負担金の率の引き下げの影響は、という質問でございました。ご案内のように三位一体の改革につきまして、国においては「地方にできることは地方に」という地方分権の理念のもとに平成18年度までに4兆円程度の国庫補助負担金改革、3兆円規模を目指した税源移譲、交付税の見直しなどの検討を進めてきておったところではありますが、政府与党は去る11月30日に平成18年度までの三位一体改革にかかる国庫補助負担金の改革及び税源移譲について合意をしたところでもあります。国庫補助負担金の改革につきましては税源移譲に結びつく6,540億円程度の改革が行われまして、昨年度までの決定分の3兆8,000億円に加えますと、当初目標の4兆円を上回る国庫補助負担金の改革が行われたことになるわけでもあります。

さて、ご質問の義務教育費の国庫負担率が2分の1から3分の1へ引き下げられたことへの本町の財政への影響ということではありますが、義務教育の国庫負担金制度は教職員の給与費に対する国の負担制度であります。現在、町内に勤務をしておられます小・中学校の教職員の皆さんは、県費の負担教職員でありますので、本町における財政上の直接的な影響はないものと考えておるところであります。

また、国庫補助負担率の引き下げに伴う地方交付税措置につきましては、今の所その詳細が未確定でありますので、その動向を見極めて参りたいと考えておるところであります。本来は、教育行政は政治や行政の動向と一定の距離を置いて行われていたわけではありますが、今回の義務教育費の国庫負担の削減、これは時代の変化を感じる所でもあります。

いずれにしましても次代を担う子どもたち、この教育は本町としても最優先の課題でありますので、本町と致しましてもこれからも最大の努力をする考えでありますのでよろしくお願い申し上げます。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 岡田議員さんの義務教育の国庫負担率下がることによって教職員の削減などの影響はないかというご質問にお答えしたいと思います。

現在の段階でどのような影響が出るのか、これは明確ではありませんが、県費負担教職員は現在学校では学校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員、学校栄養職員であります。したがって、国から県に、今まで2分の1の補助を受けていたのが、県が3分の2と大きくそういう財源が委ねられて来るわけでありまして、県としてもかなり

厳しい対応を迫られる。こういうことが予想されます。

昨日来、こういう情報収集を今しておるわけですがけれども、県もかなりそういう辺は戸惑っておるのでないかと思っております。したがって大山町の教育委員会としても町内の小中学校の教職員の配置、あるいは確保については最大限の努力を重ねたいと思っておりますし、あわせて補完するわけではありませんが、単町費の職員配置についても一工夫する必要があるのかなと、こういう具合の考えておりますが、いずれにせよ、現在の教育指導、あるいはレベルを下げるわけにはいきませんので、そういう中を踏まえて、特色ある学校づくり、こういうものに結び付けていきたいと考えおるところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 鳥取県の中永教育長は、国が義務教育を保障し、教育水準を維持すべきで納得がいかない。地域間格差が生じる恐れがあると懸念しているらしいです。

また、鳥取県議会は11月定例議会で、三位一体改革による補助金削減に対し、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を議員発議で採択しております。この点の地方六団体との考え方の乖離をどう考えますか。教育長にお願いします。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 町長の答弁に国から地方にという一節がございまして、行政の流れをこのようにするというのは私も賛成でありますけれども、それに伴って財源等がそういう形で処理された場合、余りにも急激でありますので、鳥取県の義務教育の状況というのはかなり深刻な打撃を受けると思っております。そういうクッションといいますか、中で従来は中央教育審議会、これが中を取り持って教育行政と政府との間でかなり綿密な打ち合わせをしながら実践をしていて、中央教育審議会が言ったことはほぼ教育の中でも対応できるという、こういう状況でありました。

しかし、今回いわゆる中教審が2分の1、こういう具合にしたにもかかわらず、政府側が3分の1ということで、中央教育審議会の審議結果がですね、初めて政府によって覆されたという、言葉はちょっと悪いかもしれませんが、違ったというのは初めての出来事でないかと思っております。もろに国の色々なものが教育に直撃するというこういう状況、これは政治の世界で止むを得ない、受けて立つしかないと思っております。そういうあたりを大山町の教育委員会としてはどう考えるかというところを今、検討しております。一つはですね、今までは教職員をたくさんもらってきめ細かい指導をするという、言葉はどうかと思うんですが、教員の数を増やせ、量を増やせと、こういう状況であったわけですがけれども、今度はそういうことにあわせてですね、質といいますか、教師の指導力向上、本当で指導に耐えうる教員を育てる、こういうところに視点を置かなくてはいけないと思っております。その教育力を向上

させるためのシステムは、実は鳥取県には県立の教職員の研修センターというのがある。そこで、研修をしていたわけですが、そういうところに頼るだけでなしに、町独自でもやはり、教職員の指導力を上げる。こういう取り組みを教育委員会が、中心になってやっていく時代になったと思っております。新年度については教職員の指導力、向上策を町独自で出来ないか、こういうことも現在検討して、新年度には何らかの方策を打ち出したい。こういうふうを考えております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 政治は現実生活、ことに経済状況によっていかにするかを問題にしますが、教育は一步先の未来を準備しなければならない。政治が現実的な力と大なる程度において妥協しなければならないのに、教育はそのような現実的な力に左右されないと、これは新聞に出ていたあれですが、教育基本法を制定した当時の文部官僚が解説に残した言葉だそうですが、実際、教育は経済状況にかかわらず、身を削ってでも将来のために確保されなければならないと考えます。次代を担う子どもたちの大切な教育にぜひぜひ、金銭的、経済的状况に左右されることなく最善の対策をお願いして次の質問に移りたいと思います。それともうひとつ聞いていいですか。教育長の考えをもう一度お願いします。簡単をお願いします。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 子どもを育てるということについて、学校は大変重大な責任を負って今取り組んでおるわけですが、学校教育だけでなしに、家庭教育やあるいは地域社会でのいろんな教育的な取り組みも合わせて期待しながら、これから大山町を担う子どもを育てていければと思っております。新年度につきましては若干のそういうあたりを視野に入れた機構改革、昨日来、出ております幼児教育課、学校教育課、社会教育課この三課を基盤にしながらそういうあたりを作っていきたい。で、成果につなげたい。こういう具合に考えておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 続けてください。岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 了解いたしました。3番目の質問に移ります。

将来のゴミ焼却施設はどうなる。県西部広域行政管理組合では、2011年を目標に広域可燃ごみ焼却施設を南部町に建設する計画で進められている。

しかし、ここにきて共同歩調に乱れが出始めているようです。境港市が各自治体の財政悪化をにらみ、米子市のクリーンセンターでの処理を提案しましたが、それに対し米子市は、地元との公害防止協定を楯に受け入れ困難、と頑なな態度であります。

(1) 見通しはどうか。

(2) ごみ収集委託料が、旧3町まちまちではないでしょうか。統一基準は。

(3) ごみ袋有料化はいずれ避けられないと考えるが、その前に、1年ぐらいかけて生

ゴミの分別堆肥化やリサイクル資源ごみの分別徹底による減量や有料化の必然性 PR に取り組むべきと考えます。どうか。

(4) 布類のリサイクルはできないか。以上、町長にたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは、答弁をさせていただきます。将来のごみの焼却施設等についてというご質問でございます。

まず、広域での建設予定いたしております施設建設の見通しについてでありますけれども、新聞等で報道されているとおり、境港市から新たな案として、米子市のクリーンセンターを有効に活用することができれば、現在進めているごみ焼却施設の建設計画を見直すこともできるのではないかなというような提案がなされたところであります。

米子市クリーンセンターを活用するのであれば、どのような体制が想定されるのか、今、西部広域行政管理組合におきまして協議を重ねているところであります。

しかしながら、米子市クリーンセンターの活用につきましては、施設の設置者であります米子市において、他の市町村の可燃ごみをあわせ処理することが可能かどうかありまして、本年度末までには一定の方針を出したい意向であると聞いておるところでありますので、米子市の結論が出次第、検討を行っていくことになると考えているところであります。

次に、ごみの収集委託料の統一基準についてであります。本年度は、旧町で使われていた積算をもとに業務委託を行っております。これは、ごみ収集が地区によって距離や地形、集積場の位置などの条件が異なるということのためであります。平成18年度のごみ収集委託業務につきましては、同一の基準を設けて業務委託を行う予定にしておるところであります。

次に、ごみ減量化の取り組みについてであります。環境への配慮、また財政面の問題からも、町として取り組むべき重要な課題であると考えておるところであります。ごみの減量化はそれ自体が重要な目標であります。ごみ袋有料化の開始時期とは関係なく、今まで以上に住民の皆さんにご協力をいただきながら取り組みを進めていかなければならないと考えておるところであります。

また、布類のリサイクルについてであります。現在、西部広域行政管理組合内で、処理対象品目に含めるかどうか、検討がなされているところであります。

本庁におきましても、広域処理の動向を見据えながら、現在の収集体制、収集品目について検討してまいりたいというふうに考えるところであります。以上で終わります。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 焼却炉は年々修理代もかさみ、使用年限も間近に迫ってまいります、と思います。あと数年でございます。ぜひぜひ早い段階で結論を出して、将来、西部広域がうまくごみ処理ができるようお願いいたしまして質問を終わ

ります。

○議長（鹿島 功君） 次、1番、近藤大介君。

○議員（1番 近藤 大介君） そうしましたら、私は二つのテーマについて、7つの項目で質問を出させていただいております。1項目ずつ、順次通告に従いましてお尋ねをいたします。

まず、平成16年度の決算についてであります。今回の議会に決算認定が上程されておりますところですが、16年度の決算につきましては、旧町分と新町分に分かれておるとは言いましても、新町にとってのスタートラインとして、あるいは今後の行財政運営の重要な基準、人件費ですとか、物件費といった経常経費はどういうふうに動いていくのか。そういったようなことですか、施策の行政効果はどうであるか。現在の財政状況、これがどういうふうに今後推移していくのかといった判断にですね、ひとつの重要な基準となり、新年度の予算にこういったことが反映されてくると考えます。

まず1点目に、今回の16年度の決算をしたうえで、その決算の内容あるいは、先程言いましたようにそういったものが新年度の予算にどういうふうに反映されていくのかといったようなことで、町長がどのように感じられたのか所感をお尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 平成16年度の決算を終えてその所感ということでございます16年度の決算の主なものは旧3町がそれぞれのまちづくりの中で予算編成し執行をされた事務事業であります。新町におきましては、合併した3月28日以降3月31日までの、実質4日間の予算執行でありまして、その事業内容も大部分が出納整理に係るものであると理解をしております。

しかしながら、その中でもいくつかの課題が判明をいたしております。

まず、監査委員さんから、決算審査意見書の中でご指摘をいただいております、町税、保育料、住宅使用料、給食費等の多額の滞納に係る問題であります。年々滞納額は、増加の一途をたどっており、優良な納税者の納税意欲を削ぐばかりでなく、財政危機の折、町の貴重な自主財源でもありますので、関係各課を始め、職員一丸となって徴収率のアップに努めていかなければならないと感じたところであります。いずれにしても16年度の決算の中でご指摘いただいた事項について18年度の予算に生かしていく努力をしてまいりたいと考えているところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 近藤大介君。

○議員（1番 近藤 大介君） 今回の決算につきまして監査委員さんが指摘されております多額な滞納、税ですとか保育料といったことについて課題が見えてきたとい

うご答弁でしたけれども、こういった課題につきましては、合併して初めて出てきた問題ではなくて旧3町それぞれに抱えておった問題でありまして、特に大きな課題であることは間違いはございませんけれども、目新しい課題ではないというふうには感じるところであります。そういった部分で、合併して新たな町になったわけでありまして、山口町長は名和町長からこのたび新しい大山町の町長になられたわけでありまして、これからの新町のまちづくりに対して色々お考えになっておられることも多々おありになるかと思えます。そういった部分で従来から指摘されている問題ばかりでなくてですね、今回の決算で新たに出てきましたような課題ですとか思いとかいうものがありましたらお聞かせいただけませんかでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 近藤議員の再質問に答弁をさせていただきますが、先程申し上げましたように16年度の決算は旧町それぞれが事業取り組んできた成果によるものであります。従いまして今までそれぞれの旧町で取り組んでおられた施策、こういったものの総仕上げとしての事業をなされた結果であろうと思っておるところでありますし、それにつきましては旧町それぞれ合併協議の中でさまざまな課題について協議をし、新たなまちづくりに向けてのプランを作ったところでありまして、もちろんそれについて我々はその具現化に向けて18年度新町としてのほんとに一本化としての予算を組み立てていくわけでありまして、そういった意味でそこに十分に生かしていかなければならないというふうにも思っておるところでございます。ことさら滞納のことを申し上げましたが、やはりこういった課題、たくさんご指摘いただいておりますし、大きな課題であるということで共通する課題であります。こういった取り組みも先般ご議論いただきご提言いただいた等の意見を踏まえながら精一杯努力してまいりたいというふうに思う次第であります。以上でございます。

（「議長、休憩」と呼ぶものあり。）

○議長（鹿島 功君） 休憩認めます。

午前10時18分

午前10時46分

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。近藤大介君。

○議員（1番 近藤 大介君） もう一度、今の件について再質問をさせていただきます。

決算についてのことでですね、新年度への反映も含めて所管をお尋ねしたところなんですけれども、このたびの決算の状況をみますと普通会計ベースで経常収支比率ですね、人件費率ですとか、物件費、公債費などの経常収支の比率が91.1%になっています。ずいぶん前には国の方からは75%以下が望ましいというような指導も以前

はあったようですけれども、固定的な経費が9割を占めるということで、非常に財政が硬直化しているのではないか。ということは、例えば投資的経費に回せる余裕が非常に限られているといったことですか、公債費負担比率が18%これも危険水域に近いような数字ですし、起債制限比率11.2%は今のところ安心しておられる数字なのかも知れませんが今後の情報通信基盤の整備ですか、学校建設ですか大型の事業が予定されておりますから、どのような推移を示していくか不明であるというような状況を見ましてですね、財政が硬直化されているとそういったことの改善策をどういうふうにご考えておられるのかということと、公債費の関係ですね、例えば起債制限比率今後の伸びをどういうふうに見ておられるのか、その点について再度質問をいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 答弁をさせていただきます。先程申し上げましたように、16年度の決算につきましては旧町のそれぞれの事業を行ったその結果としての決算を足したものでございます。そういう意味では少々、それぞれの旧町が持っている課題できるだけ整理をして取り組みたいという思いの中で膨らんできた経過があるのではないかなというふうに思っております。従っておっしゃいましたように18年度の予算、これからある意味では初めての新町としての予算編成になるだろうというふうに思っております。決して今の財政状況が私として暗澹たる思いでおられる状況ではないというのは承知をしております。今、申された数字もその通りだと言うふうに思っております。そこら辺のところできるだけ今も18年度の予算編成に向けての方針を各職員に今伝達するようにしておりますが、できるだけ経費の節減を図り、事業の精査もしていかなければならない。特に昨年度はそれぞれ、17年度予算はそれぞれ旧町が組んだ予算をそのまま執行したという形でありますので、できるだけ効率的にできるものは集約をして、削減をはかっていくような努力もしていかなければならない。そういった中で今後の新町の初めての予算としてできるだけのそういった財政改善に向けた取り組みをしてまいりたいというふうに考えておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 近藤大介君。

○議員（1番 近藤 大介君） 次の質問に移らせていただきます。そもそも決算にあたりましては、当初予算を作成した時点での事業の目的が、当初の目的どおりに達成されたかどうか、どのような効果があったのかといったことがやはりひとつ考えられなければならないと私は思います。当然、財務規則上予算が適正に執行されるということも大事なことですけれども、それぞれの事務事業が十分に当初の目的どおりに実施されたということの検証を決算の際にする必要があるのではないのかというふうに私は感じますけれども、予算執行後の行政効果の評価は、新大山町ではどうい

うふうに行っておられるのか。この点についておたずねをいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 答弁をさせていただきます。しつこいようであります。今決算計上いたしておりますのは、提案いたしておりますのは、審査を16年度それぞれ旧町の事業であります。従いまして、これについてはさまざまな評価があらうと思っておりますが、一応旧町それぞれの思いの中で取り組まれたそういった成果としての決算だというふうに思っておるところであります。基本的な決算における評価の取り組みの考え方ということでもありますけれども、もちろん予算を立て、予算を執行したその結果として評価を受けるわけでもあります。まずそれは監査をいただいて事業評価も含めて監査委員さんからご報告をいただき、それに基づいて我々も当然検証をしなければなりませんし、また、議会の方でもその事業効果について決算の審査というところの中でご意見をいろいろと承るということであろうというふうに思っております。それに向けて努力をしていくのが、我々の責務だと思っております。

ただ、それだけでなく我々執行側といたしましても、それぞれの職員がそれぞれの事務担当の中で、事業の成果、効果というものを検証する中で、次年度に生かしていくという取り組みをこの力量の中でしていかなければならない、当然そういった責務もあると思っておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 近藤大介君。

○議員（1番 近藤 大介君） 財政が非常に厳しい折です。行政としてはですね、最小限の費用で最大限の効果が発揮できるような行政サービスに努めていかなければならないということについては論を待たないところだというふうに思っておりますけれども、個々のそれぞれの事業について、税を使って事業を実施するわけですから、その使った税金に見合うだけの効果があったのかどうか、ひょっとしたら違う方法取ったほうがもっと効果のある事業ができる場合もあるでしょうし、計費の節減に工夫の余地がある事業もあるのではないかと思います。そういった個々の事業について、今現在少しずつ、行政評価制度を取り入れる自治体も増えているところでもあります。今回の決算審査にあたりまして、決算審査資料ということで我々議員もいただいておりますけれども、効果について記載のある事業もありますが、これこれこういう事業を行ったというだけでその成果がいったいどうであったのかということについての踏み込んだ記載がないものが多いように思われます。なかなか客観的な評価をすることは非常に難しいところではあるとは思いますが、これからの行政に対しての住民参画を促していく上でも可能な限り、これこれの事業についてはこういう成果があったということをやはり行政自身で評価し、それを公開していくとそういう取り組みが必要ではないかと思っておりますけれども、そういった行政評価制度の導入について取り組んでいくお考えについてお尋ねをいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。簡潔に答弁をお願いします。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁をさせていただきますが、もちろん事業の効果というのは我々としてもきちっと検証しなければならないというふうに思っておりますし、先程答弁しましたように、職員個々が自分の担当の事業についてそういった常に検証しながら取り組んでいくということが大切だと思っておりますし、そういう研修もしていかなければならないというふうに思っております。

更には自己満足の評価ではなりませんので、監査委員さんなり、議会の皆さん、そして町民の皆さんからさまざまなご意見をいただく中でその効果なり問題点について検証していくことが必要だろうというふうに思っておるところであります。制度としての評価制度導入するかどうかということも、制度と指定するかどうかということも含めて検討させていただきたいと思いますが、基本はそういった思いで仕事に取り組むべきであろうというふうに思っておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 近藤大介君。

○議員（1番 近藤 大介君） そうすると次の質問に移らせていただきます。今回の決算について代表監査委員さんにお尋ねをしたいと思っております。

今回の決算については新町分と旧町分があり、通常の監査とはなかなか違うところがあったと思っておりますけれども、決算の監査にあたりまして、監査委員さんに対して出される資料等の町の対応、監査の体制も含めて決算についての監査委員さんの所感をお尋ねします。また合わせてですね、今後住民の行政に対する期待も高まりつつある今日、今後の監査のあり方についてどのように考えておられるのかということについてあわせてお尋ねをいたします。

○議長（鹿島 功君） 椎木監査委員。

○代表監査委員（椎木 喜久男君） 近藤議員さんの決算審査について、町の対応、監査体制を含めた監査委員の所感を問うことの質問に対してお答えいたします。

このたびの決算審査は合併前の旧町と新町の決算審査をいたしました。合併に伴う決算処理は複雑で行政実例による一時借入充用や歳計現金繰り替え流用などの措置がされておりまして、今までに経験したことのない審査の内容となりました。このような状況の中で町当局はもとより、職員の皆様には日常の業務の多忙な中、資料作りから決算書の作成そして、審査会の説明員としての積極的なご協力をいただき、良好な審査体制のもとで順調に予定通り終了することができました。関係各位に深く御礼申し上げます。

合併が年度の決算の途中であったためですね、各町の決算様式あるいは資料作成上の相違がありまして、統一的資料作りについての理解を得るために相当のご苦労があったように認識しておりますし、旧町から新町への移行した4日間に歳入歳出の計数にも出入りが発生し、その把握にもご苦労があったと伺っております。

また、新町に従来の事業を継承するため、本・支所ですね、それぞれの予算をもっておりまして執行したわけでございまして、あるいは支所に配置されております各課が、本所の複数の課とかかわりを持っているということから、本支所間の連携が多少手間取ったように感じました。今回の決算審査は合併したために4町分の決算審査をしたようなもので、極めて異例なことをございます。17年度の決算からはスムーズにいくというふうに考えております。以上第1問でございます。

続いてですね、今後の決算の審査のあり方についてどのように考えているかの質問にお答えします。監査は不正または非違の摘発よりも、いかにして公正で合理的かつ効果的な運営が確保されているかということにあると思います。監査の基本的観点にですね、合規性、経済性、効率性、目標達成度、あるいは組織の運営の合理性などがあります。町の政策決定に従って、法律に基づき正しく処理されているかについて監査すべきと考えております。一般的には、財政監査があり、その中に定例監査あり、あるいは随時監査、行政監査等があります。地方自治法に基づき計画的に実施したいと思っています。ただし、決算審査と出納検査以外については、事件発生に伴って必要条件が整ったものについてのみ監査委員会を開催して処理手続きを実施してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 近藤大介君。

○議員（1番 近藤 大介君） 椎木代表監査委員さんからご答弁いただいたところでありますけれど、監査制度につきましても、監査委員さんおっしゃいますように法律に基づき正しく処理されているかどうか、まずそれがもっとも重要なところであろうかと思っておりますけれども、同時におっしゃいましたように、監査にあたっては経済性なり効率性なりも十分にチェックなされるべきものであろうと同じように感じます。特に繰り返しになりますけれど、非常に財政が厳しい折、住民の行政に対する期待も非常に高くなっておるところであります。そういった中で、限られた財源をいかに有効に使っていくかそういったことについては予算編成の段階ももちろんですけれども、決算にあたっては十分にチェックが成されるべきであらうというふうに考えますが、その事業の経済性なり効率性そういったものを判断するにあたって執行部側からは十分な資料の提供があったのでしょうか。そのことについてお尋ねをいたします。

○議長（鹿島 功君） 椎木監査委員。

○代表監査委員（椎木 喜久男君） 再質問に対し答弁いたします。今質問の件ですが、もちろんですね、職員さんに対しましては非常に大きな労力と時間を要し、そして能力も使っていただきましてですね、旧町の分から新町にいたるまでのすべてについて資料を提出していただいたわけでございますが、その中でどれだけの効果があったのかどうかということについては、当然説明を受けておりますし、その中身についても細かく私の方も聞かせていただいております。そういったことについての私の思

っていることについては、その場で色々担当の課長さんなりに説明申し上げたりお尋ねしたりしてですね、今後の方に反映するというを基本にしておりましたが、特に今回は、旧町の分に対しましては、私どもがいいか悪いかということ判断する前以前の問題でありまして、ただ計数的なことを言えば、そのできたその結果が同であったかということだけを重点的に見させていただきましたので、その旧町の思いというのが私にはまだ伝わっていない町のこともありますので、そういった面ですね、聞き取りをさせていただいた中で、多少は私どもも理解できた分もあります、できてない部分もあるということで、経済性とかということについては、特に問うておりませんが、私が見た段階では十分住民のニーズに答えられたともものというふうに判断しております。

○議長（鹿島 功君） 近藤大介君。

○議員（1番 近藤 大介君） 次の項に移らせていただきます。先程から申し上げておりますように、これからの行政は非常に住民参画が重要になってくるであろうと認識しておるところですが、その住民参画を促す上ですね、各種資料の整備ですとか、当然今問題にしております決算の内容についても分かりやすく、住民が判断しやすいような形で情報を提供、公開していく必要があるかと思えます。例えば、そういったものを新大山町の決算状況はこうですというようなことをですね、町のホームページの上でも公開すべきではないかと考えますけども、そういった決算内容の情報についての情報公開についてどのような考えをお持ちかお尋ねをいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 決算の概要をホームページ等で公開する考えはないかということでございます。ご指摘のようにこれから住民の皆さんと共にまちづくりを取り組んでいかなければなりませんし、当然公開の原則の中で広く住民の皆さんの声を聞くためには決算にかかわらず、予算につきましても行財政の透明化や情報の積極的な公開という観点から広報だいせんやホームページなどに広報し、町民の皆さんの声が届くような取り組みをしてまいりたいというふうに考えておるところであります。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 近藤大介君。

○議員（1番 近藤 大介君） 今回議会の方にいただきました決算審査資料についてですけど、監査委員さんの方からも述べておられましたように、実質的に4町分の監査というか決算ということで、非常に数字を見ておりましたも分かりにくい、理解しにくい部分が多々ありました。特にですね、各会計ごとに前年度と比較していったいどうなのかというような資料等もございませんでしたし、後ほどあとで提出はいただきましたけども、性質別の分類表なども当初はございませんでした。やはり、新大山町3月28日から発足したんだというふうに言ってもですね、実態としては旧3町

の時代から当然16年度連続して事業なりは行ってきておるわけですから、その1年間通して使った予算はこうでしたというふうにもっと分かりやすい形で提供いただけたらなあと思っておりました。我々議員でもそういうふうに数字が見にくい、読み取りにくいというような状況ですから、住民の方からしてみればなおのことだろうというふうに思います。そういった部分でですね、ぜひとも情報を公開してもらうに当たっては分かりやすいということにですね、重きを置いて資料等作成していただきたいというふうに願うわけですが、その点について改めてもう一度答弁をお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁をさせていただきますが、住民の皆さん方へ予算決算の状況をお知らせするということになりますと、要は議員の皆さんにお配りしているようなすべての膨大な資料を出すわけにもならないわけでありまして、基本的に住民の皆さんに分かりやすく、提供するというのは当然の視点で考えていかなければならないというふうに思っておりますし、どのような内容をどの程度何を使って出せばいいのか、そこら辺は検討してまいりたいというふうに思っておるところであります。まずはその公表によって関心を持っていただくということが大事だというふうに思っております。関心を持っていただいた方が詳しく更にいろんな意味で意見を述べるための資料が欲しければ当然情報も公開しているわけでありまして、また、お尋ねいただければいいなというふうに思っておりますし、広報とか特に広報等に掲載する場合には本当に関心を寄せてもらうような紙面づくりということに心がけねばならないんじゃないかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 近藤大介君。

○議員（1番 近藤 大介君） 了解しました。次の項に移らせていただきます。職員の資質の向上ということで、上げさせていただいております。

現在、行政に対しての住民の期待が高まります中、今回、今年行われた平成の大合併は、国なり地方財政の悪化から小さな自治体では今後の財政運営なり地域経営が困難であるところから進められたものだと思っております。当然新大山町に限らず住民はより良いサービスを低コストで実現してもらうことを期待するわけですが、それを提供していく上では職員の能力を遺憾無く発揮していただくことによって初めて可能なかなというふうに思います。そこでですね、職員の研修制度について伺いますけれども現在どのような考え方でどういった取り組みが行われているのか。

また、今後の方針はどうか。あわせて民間企業等との人事交流を行っていく考えはないかということについてお尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは「職員の資質向上」についてということのお尋ね

に答弁させていただきます。地方分権法の成立を契機に、地方公共団体において国への依存から脱却をし、地方公共団体の自主性・独自性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することが望まれておるところであります。

地方公共団体が、地方自治の新しい時代に対応していくためには、社会情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応していくことが重要であり、そのためには職員研修などを通じ、職員資質のより一層の向上を図っていく必要があると考えております。特に、政策形成能力、政策遂行能力、経営能力、法務能力等、分権の時代にふさわしい職員養成が、求められていると認識をいたしております。

新町におきましては、最初に、接遇の研修を実施いたしております。旧町でも実施されていたとは思いますが、町民の皆さんと接する際に、気持ちよく接することができるよう、5月に改めて接遇の研修を行いました。また、その接遇の研修の成果を、実際に実施するため、さらに自分の町を知る試みとして10月、11月の6日間、大山寺で、観光客のみなさんを対象に挨拶運動を行ったところでもあります。

また、県が主催いたします研修会や全国の市町村が研修の施設として設立しています「市町村アカデミー」の研修にも積極的に参加をしてきたところでもあります。

鳥取県自治研修所が主催する研修会には、業務に関係する部署が、それぞれ必要に応じ参加をいたしております。今年、鳥取県で開催をされました全国自治体学会・全国自治体政策研究交流会にも多くの職員が参加をし、まちづくりについて研修を深めております。「市町村アカデミー」では、全国の市町村から集まる自治体職員と共に専門性の高い研修を受けておりますが、今年度は「観光活性化の戦略」「財政運営」「市町村税徴収事務」「新手法による住民サービスの運営改革」など11月末までに、10名の職員を派遣しておるところであります。

今後の研修につきましては、より一層職員の資質の向上や専門能力の向上が図れるよう研修内容の充実に努めますとともに、職員が大山町の広報マンとなりますよう、地域を学ぶ研修にも力を入れてまいりたいと考えておるところであります。

最後に民間企業等との人事交流ということですが、現在のところ鳥取県が行っております市町村実務研修及び県・市町村間の相互交流派遣について検討をいたしております。市町村実務研修は、職員を長期にわたり県に派遣し、法務能力などの専門的な知識や技術を習得するものであります。

また、県・市町村間の相互交流は、県に職員を派遣し研修を受けさせるとともに市町村の必要とする分野に、県から職員を派遣していただき県・市町村の相互理解を図ろうとするものであります。民間企業などとの人事交流につきましては現在のところ検討いたしておりません。以上で、答弁は終わります。

○議長（鹿島 功君） 近藤大介君。

○議員（1番 近藤 大介君） 近頃、県庁の星という小説がちょっと話題になって

おるようでして、今度映画化もされるそうです。これは県庁の職員が人事交流でスーパーマーケットに派遣されましてそこで色々とトラブルなり問題解決なりをしながら人間として成長していく、あるいは県庁の職員としての資質を向上させていくという、私まだ読んでいませんけど、そういう小説のようでございます。ともするとお役所仕事などと言われますように余りにも杓子定規な行政が住民サービス上好ましくないこともございます。当然できることできないこときちんと線引きしてですね、杓子定規に行政サービスを行う場面もあろうかと思えますけども、民間の考え方も実地で学ぶと、学んで行政に生かしていく、そういうことも必要であらうかと思えます。今、現在県なりとの人事交流はこれまでもあったり、これからも予定があるということでございますけれどもやはり行政は最大のサービス産業であるということから考えますと、民間企業への人事交流も少しずつ行い、民間企業の考え方なりを学んでいくとそういう姿勢も必要であらうかと考えますが、町長はそういったご認識はございませんでしょうか。改めてご答弁お願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁をさせていただきます。ご指摘のように公務員として住民に対して仕事をする場合すべてそれはサービスだという意識を持って行わなければならないというのは同感でございます。

しかしながら、法に基づいた仕事をするわけでありますので、ある程度一定の基準の中で住民の皆さんと意見が合わない部分もあり、申し出に対してお断りをしなければならないこともたくさん出てくるんだらうというふうに思っております。

ただ、その場合の対応としてやはり、顔の見える小さな自治体の職員であります。従って、常日頃住民の皆さんと親しく交流し、信頼関係を持っておくことがそういう意味では対応していく職員として一番重要ではないかなというふうに思っております。そういった中で、普段からあいさつ運動とか、あるいは気軽に住民の皆さんにお話をしたり、また住民の皆さんから声をかけていただける、そういった関係を作っておかなければならない。それがこういった町村の職員として求められる大きな資質だというふうに思っております。

従って仕事に限らず、地域の皆さんと生活を通してそういったいろんな場面を通してふれあいを持つという意識をもつことが大事だというふうに思っておるところであります。もちろんご指摘のように民間の持っておりますそういった研修の能力なり、資質こういったものについても学ばせていただくことは必要だというふうには思っておりますが、今、具体的に人事の交流とをというところまでは考えてはおりませんが、いずれにしても職員としての思いはそういった思いで取り組んでもらわなくちゃなりませんし、就任のときも私も職員の皆さんにそういった取り組みをお願いをしておるといところでございます。以上でございます。

○議員（1番 近藤 大介君） 了解しました。以上で終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、4番、遠藤幸子君。

○議員（4番 遠藤 幸子君） 通告書のとおり質問したいと思いますけども、昨日と今日と同僚議員が同じような質問をしておられますので、一応、通告書どおり読ませていただきますがあとで質問の部分をちょっとまとめたいと思います。

教育長にお尋ねします。子どもたちの安全対策と地域の人たちとのかかわりについて、最近、子供たちの痛ましい事件が2件も連続で起きました。事件が起きるたびに、何とかできなかったのかと毎回誰もが思うところです。町内でも、不審者の話を聞くことが多々ありますが、どのような対策がなされているのか伺います。

また、通学路の点検はなされているのか。日暮れの早いこの時期、子どもたちの下校時にどのような指導、配慮がなされているのか伺います。

大山西小学校では、音読ボランティアと称して地域の人たちに、子どもたちが音読を聞いてもらっています。また、学校応援団なる地域の人たちもおられます。たくさんの人たちが学校にかかわって地域の人たちと子どもたちが顔見知りになっていると聞いています。子どもも孫も学校に行っていない人が、音読の会で知り合った子どもたちと出会うと「〇〇さん」と子どもたちの方から声をかけてくれると喜んで話してくれました。そんな子どもたちがほんとにかわいくて、いつでも見守っていたいよともおっしゃっていました。地域の人たちが1人でも多く、学校にかかわることにより、たくさん目が学校や子どもたちに向くようになり、お互いが顔を知り合うことによって、声がかけやすくなります。こんな関係が増えれば不審者も近づけなくなるのではないのでしょうか。

また、鳥取県では、平成16年9月から、保護者、地域の人、校長、教職員と一緒に学校運営を行うコミュニティースクール（学校運営協議会制度）が始まっているのですがこの制度に対して、どのように考えておられるかお伺いしたいと思います。

最初の安全対策の方ですが、通学路の夕方の点検などはされたのでしょうか、それもあわせて伺いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 遠藤議員さんのご質問にお答えします。

最初に不審者対応はどうしているかということでございますが、先程来お話しておりますように訓練を行ったり、的確な情報をそれぞれ流しております。基本的に町内で不審者が出たら、八橋警察署に連絡して即対応していただくということを原則としております。警察の方もすぐそういう情報をいただければ配置をして犯人逮捕につなげたいとこういう意気込みでございます。

次に、通学路の点検はなされているかということですが、町内の小学校、各学校ともPTAなどの協力を得ながら少ないところでも学期に1回程度、通学路を歩くとかあるいは点検、こういう作業をしております。特に夏場では雑草が繁ったりしている場合は、当然見通しが悪くなりますので、行政とかあるいは関係者で除草作業を行ったところでもあります。

次に、子どもの安全は地域との関わりが不可欠と、こういうご指摘でございますが、全くその通りだと思っております。子どもと地域社会の関わりは、安全というそういう場面のみならず、子育てには様々な効果が期待できると考えております。

本年7月に「青少年育成の大山町民会議」を設立したわけですが、この中でも非行防止や防犯対策こういったようなことを考えておりますし、多様な取り組みを進めております。特に大山地区には「大山地域防犯パトロール隊というのが結成されて、これはボランティアですが自主的な防犯パトロールを開始しております。

従来からありましたんですが、若干3町違っていたんですが、子どもかけこみ110番、これはシールを各戸に貼るわけですが、今回約5,000枚程度、印刷を今しているところですが、こういったことや子どもを見守る巡回車、こういうものを更に充実させながら再点検して、地域社会での子どもを見守るこういう意識の醸成に努めたいと考えておりますし、八橋警察署自身も地域安全パトロール、こういうことをしていただいておりますし、八橋署から防犯ステッカーをいただいて配布したり、パトロールの回数を増やしてもらったりこういうことをしておるところであります

先程もお話しましたけれども、それで完璧だとは思っておりませんので、近く全町民に呼びかけるこういう啓発大会について今検討しておるわけですが、いずれにせよ地域ぐるみで子どもを見守るといふ、こういうまちづくりになればと願っているところでもあります。

最後に、コミュニティースクール（学校運営協議会制度）、これは先程お話しました中央教育審議会の答申を受けて、2年前からそういう制度が全国の中であるわけですが、この制度は、基本的に学校運営に地域住民が参画するための制度だと考えておりますので、子どもの安全対策には直接には結びつかない。こういう具合に考えておりますし、本町でもこの制度には関心はありますが、18年度に取り組む考えはありません。以上です。

○議長（鹿島 功君） 遠藤幸子君。

○議員（4番 遠藤 幸子君） 先程の通学路の点検は、夏場を中心にいろいろされたと聞きましたけども、今のこの時期の日暮れが早い時期というのはなされたのでしょうか。それとやはり点検は日中するのと夕方暗くなってからするのでは全然感じが違うと思います。と、言いますのは、この間1カ月くらい前ですか、名和中学校の子ども達がちょうど私が名和中学校からライスセンターの方に向かっていく道路を帰って

いるときに、なんか前の方でちょっと動くものがあるなあと思ったら、子ども達が2人か3人自転車で坂を上がっているところだったんですけども、その道路は中学校からライスセンターまでに街灯が3つしかありませんでした。ですから暗いところをこの子ども達が毎日通うんだな、何とかならないかなと思って見たところでした。それともうひとつ、運営協議会は住民の参加も安全の方に結びつかないと教育長おっしゃったですけれども、やはり話し合いの中で地域の人たちが協力できるそういう協力の申し入れとか、その中にかかわることによって地域の人たちの思いというものもまた違うと思いますので、またその辺というのをもうちょっと考えをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 再質問にお答えします。通学路の点検でございますが、報告を受けておるのは、点検をしたということで、おしゃるとおり夕方の時間に点検したかどうかは掌握しておりません。おしゃるとおり夏時間と冬時間といたしますか、当然違いますので、こういったあたりも点検の上では大事な要因かなと思っております。議員がおっしゃった名和神社からライスセンターに上がっていく直線道路、更にその上の坂、左に回るところ、あそこは特に危険な場所だと私も思っておりますし、名和中学校のPTAもそこはパトロール等するときには特に気をつけるように指示していると思っておりますし、原則、一人で暗くなってからそこを通らないという注意をしておると思っております。

それからコミュニティスクールという制度はおしゃるとおり住民の方の意見を反映させるこういう視点で、特に特徴のある制度であります。この制度はもう少し言うと教育委員会教育長あたりも民間であるような制度であります。したがって民間から教育長に代わるものを立てて当然教員の教職員人事にも権限を持ってやるという民間で教育委員会を運営するというこういうものであって、それなりの成果はあると思っておりますが、合併した大山町については教育行政としてもう少しその辺の整備が必要かなと思っております。私自身もコミュニティスクールの審議会の委員にもなったこともありまして、関心は持っております。目指すところは大変有効だと思いますが、この制度をそのまま大山町に当てはめるとするのは非常に無理があると思っております。

ただ、ここの中でコミュニティというところについては、たとえば高麗地区などはコミュニティというセンターを作ってそこで見守るといような取り組み、これはやっぱり必要だと思っておりますが、制度そのものは結構民間ベースでやるということで、特に教職員人事に入り込むという辺が、全国の中で論をされておるところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 遠藤幸子君。

○議員（4番 遠藤 幸子君） 了解しました。続いて次の質問に移りたいと思いません。町長にお尋ねします。健康で長生きのまちづくりについて、視察で、トータルケ

アのまちづくりをめざしている福島県西会津町に出かけました。町では健康づくりの取り組みをするために、食生活改善推進委員の育成をし、管理栄養士、保健士と一緒に食生活改善啓発活動をすることによって、平均寿命の延び、医療費の減額につながったとの報告を聞きました。健康で長生きは誰もが望むところです。それには食生活が大変重要であります。現代社会では、食べ物が多すぎるために、栄養の偏り、食の乱れが心配されていますが、大山町も例外ではないと思います。食事の大切なこと、食べ物をおいしく食べること、味を知ることが即、健康で長生きにつながるものではありませんが、西会津町の事例を聞きながら、大山町のまちづくりの中でもできるのではないかと感じたところです。

現在、大山町の食生活改善推進委員会の会員は約600名と聞いております。食の活動に頑張っておられる食生活改善推進委員さんたちの力をまちづくりの中に生かすべきだと思います。町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 健康で長生きのまちづくりについてというご質問をいただきました。合併後の食生活改善推進委員さんの会員数も今議員さんがおっしゃるとおり約600人ということで大きな規模となってきているところでありますし、また大変力強く感じておるところであります。食生活推進委員会の歴史も古く、各地区においてもその時の時代に即した取り組みを地道に実施して頂いておりました、それぞれ自立した活動でまちづくりに一役も二役も担って頂いているものと大変喜んでおるところであります。

議員さんのご意見のとおり、食を抜きにしての健康づくりは有り得ないと考えております。食育基本法の中でも、食は生きる上での基本であって、知・徳・体の基礎となるべきものと位置付けられており、子どもから大人を含め私たちの心も身体も食の上に成り立っているということであろうというふうに思います。

大山町食生活改善推進員協議会におきましても、家庭と地域における推進員の役割を認識し、子どもからお年寄りまでの食事の改善を重点的に取り組み、健康的なまちづくりに努めよう、これを重点目標に精力的に活動を展開して頂いておるところであります。各地区の多くの食生活改善推進員さんがリーダーを中心に、大きく有機的に事業展開ができるよう、医師、栄養士、保健師等の更なる体制強化を図りながら健康なまちづくりの達成に向けて協働の事業推進をして参りたいと考えておるところであります。一層のご協力、ご指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 遠藤幸子君。

○議員（4番 遠藤 幸子君） まちづくりのほうでいろいろと活動しておられる推進委員さんに町長も力強く感じているという言葉をしていただき、なんか安心したところですけども、子ども達には学校の方で給食を食べながらいろいろ食の指導というの

がなされるんですけども、その子ども達の親であるPTAの年代というのは意外といろんな団体に所属もしておられる方が少ないですし、そういう食の話を聞く機会というのが少ないんじゃないかなと思いますですから、そういうところを対象に食生活の委員さんたちの力によって、そういう話を耳にすることができたら子ども達にもいい食の勉強というんですか、家庭での庶務時の在り方というのもまたちょっと変わってくるのではないかと考えたりもするんですが、そのあたり町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁をさせていただきます。この春でございましたが食改さん、推進員さんの養成講座に出かけた時にご挨拶をさせていただきましたが、一家に一人食生活改善推進委員をとにかくいならなつもりで向かわなくちゃいけないんじゃないかな、というお話をさしていただいたところでもあります。冗談で申し上げましたが、弁当の定義がこのごろ変わってきているんじゃないかという話もいたしました。弁当は昔は家で作って外でみんなで楽しく食べるものだった。このごろの弁当は外で買ってきて家で食べる。皆さん、コンビニと戦ってくださいという冗談の話をしたわけではありますが、いずれにしても大変重要なことだというふうに思っております。したがって子ども達の健康を考える上で食生活は大事であります。

そういった意味で、子育て支援の中で当然、そういった若いお父さんやお母さん方にも食の大切さということをこれから幼児教育の中にも含めて親の教育の中でそういった取り組みももちろん進めてまいりたいというふうに思っておりますし、地域でのそういった取り組みにもこの食改の皆さんのご支援、ご協力を大きく期待をしている所であります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 遠藤幸子君。

○議員（4番 遠藤 幸子君） 質問を終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、7番 川島正寿君。

○議員（7番 川島 正寿君） 通告に従いまして、3つの項目とはじめの一番には5つの小さく分類していますが、町長にお尋ねいたします。3町合併してから約10カ月たちました。財政の厳しい状態で合併したわけで、どの町村も合併危機ということ唱えていたんじゃないかというふうに思います。そこで、行財政改革についてということで一部触れてみたいと思いますが、少子高齢化による人口減少の時代を目前に控え、また、迎えておりますが、国、地方を通じた厳しい財政状況の中では、今後の我が国は、地方公共団体が中心となって住民の負担と選択に基づき、それぞれの地域にふさわしい公共サービスを提供する、分権型社会システムに転換していく必要がある。

また、これからの地方公共団体は、地域の様々な力を結集し、新しい公共空間を形

成するための戦略本部となり、行政自らが担う役割を重点化していくことが求められています。これは総務省の指導要綱を引用させていただきました。そして住民と協働し首長の、町長のですね、リーダーシップの下に危機感意識と改革意欲を首長と職員が共有して取り組んでいくことが求められているということでございます。財政がこういう具合に悪化となったのは一つの危機と唱えてみる必要があるのではないだろうか、その危機対策ということの中で問いたいと思いますが、一つ目には（1）定員管理の適正化、機構、部署はということでもまずお尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは答弁をさせていただきます。国の「三位一体の改革」によります国庫補助負担金負担率の引き下げや地方交付税の見直しが行われる中、税源移譲については、平成 18 年度税制改正において、所得税から個人住民税への恒久措置として行われる見込みであります。未だその配分方法これは明らかになっておらないところであります。今日の新聞紙上等で少しその状況が見えてきたなというふうに思っておるところであります。

更には、自主財源の確保も本町におきましても、喫緊の課題であります。景気の回復傾向は見込まれるものの、低迷による税収の回復には至らず、より一層、財政の悪化は進展していくと見込んでおるところであります。

さて、この危機的な財政状況から脱却するため、職員と危機意識と改革意欲を共有化し、町民のみなさんの理解と協力による取り組みが必要ではないかというご質問であります。全くそのとおりだというふうに認識しておるところであります。

合併に、淡い期待と夢を抱かれた町民の皆さんもあろうかと思いますが、現実としては非常に厳しい状況にありまして、長期的に財政を推計しました場合、財政危機の回避は相当困難な状態にありますので、町民の皆さんの深いご理解をいただきながら応分の負担をお願いするとともに、まずもって職員自ら意識改革と行政のスリム化を図り、この改革を積極的に進めていく考えは、議員さんのおっしゃるとおりだと、同じ思いであるというところがございます。

まず、その中でお尋ねの職員の定員管理の適正化と組織機構についての課題であります。定員管理の考え方につきましては、計画的に事務事業の見直しを図り、適正な組織機構、職員配置に努めてまいりたいと考えております。現行の計画では、再々ご説明をいたしておりますように、定年退職者のおよそ 3 割を補充し、10 年間で、現在の職員数 265 人を 44 人減らし 221 人とする計画の中で取り組んでおるところであります。

しかしながら、この計画の具現化には、現行の本庁・総合支所方式についての議論が、避けて通れない大きな課題だろうと思っております。合併効果として、合併のスケールメリットによる職員に余力が生じ、法務能力や経営能力、政策能力の向上など

専門性が探究できると期待をしておりましたが、現状の方式のままでは人的な余力が生まれてこない現実がありますので、事務の合理化とともに、この課題につきましても、本議会に条例制定を提案いたしております大山町行財政改革審議会においても、ご審議をいただきご意見を賜りたいというふうに考えておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島 正寿君） ただいま町長は10年間かけて221名の職員にするとおっしゃいましたが、10年間で40人弱の減というのは、スピードが遅いではないかというふうに感じます。また、そう思う中でひとつ考えるのは新しく課とか、そういうものが生まれて参っております。今までになかった、合併するまでになかった税務課が税務課としてできました。そして教育委員会の中に学校教育課と社会教育課というのができました。そして観光大山を考える上で室もできました。そうした場合に適切にこれを遂行するためには、私はスピーディーなものがまず必要だというふうに考えます。行政ニーズの迅速かつ的確な対応を可能にする組織ということでスピーディーな対応、観点、思想決定、住民のニーズが求められておるとお思います。そのためには5番目に人材育成の推進ということですが、まずスピーディーなこれに対処していただきたいというふうに考えます。そのことをどのように思っておられるのかお尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁させていただきますが、職員の定員管理の問題につきましても、再三申し上げているとおりでございます。基本的には身分を地方公務員法の中で保障されておるわけでありますから、基本的には本人の意思にそむいて退職をさせるわけにもならないわけでありますから、当然今、現有の職員をしっかりとそのそれぞれの職場の中で今与えられた職をしっかりと頑張ってもらうような取り組みをしていかなくちやなりませんし、そういう仕掛が必要だと思っております。そういった中で退職者の補充をそういった形で3割程度に抑えながら順次定員の適正化を図っていきたいという考えであります。したがって今の体制の中でできるだけその課題を解決していく上で、今ある職員をうまく活用していくためにもそういった大きな課題については新たな課や室を設ける中で専門的にそういった職をとっていくことができるという体制があるんだろうと思っております。そういった意味で今ある265人の職員、これをしっかりとそういった意味では今ある課題をしっかりと深めていけるような職員の仕事に向けての取り組みを期待をしながら取り組んでおるところでございます。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島 正寿君） 身分を保証するという件でもなかなか難しいようで

ありますが、片山知事の発言ではできない人には辞めてもらうように勧めるようなことが報道機関でもあります。そのような関係も踏まえながら、頑張っってそういった方向に努力していただきたいと思ひますし、もう1点、スピーディーということを行ひましたが、今回の決算でも見ますのに、税務課の税の徴収が、現年度分、それから過年度分と少しダウンしてあります。この辺に今の機構の問題が出てゐるんではないかというふうにも感じます。その辺も踏まえて、まあ税ばかりとは言へませんがその辺も踏まえて検討願ひたいと思ひますがどうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 答弁をさせていただきますが、最初の点につきましてはご承知の様に人事評価制度の導入をこれからしていくわけでありまますから、そういった中でそれぞれの評価を受けながら職員も一生懸命に仕事に取り組む体制が出来てくるんだと思ひてありますし、そういった効果が発現できるような仕組み作りをしていかなければならないというふうにも思ひてゐるところであります。もう1点の税の今の体制によってだというお話でございますが、16年度旧町での決算でございますので、新町の今の体制によって徴収された結果ではございませんので、それとの因果関係はないんではないかなと思ひてあります。以上であります。

○議員（7番 川島 正寿君） 了解。

○議長（鹿島 功君） 次の質問に移られるわけですが時間が昼前になりました。大変答弁も途中になろうと思ひますのでここで休憩に入りたいと思ひます。再開は1時にしたいと思ひます。暫時休憩いたします。

午前 11時 41分

午後 1時

○議長（鹿島 功君） 再開します。川島正寿君の質問をお願いいたします。

○議員（7番 川島 正寿君） それでは最初に財政改革ということで、その中で5項目あげておりましたが、2番から5番まで一括して行いたいと思ひますのでよろしくをお願いいたします。

2番目に給与の適正化ということで上げてあります。これは民間との格差ということがどのように住民がとらえているかということです。最初にも申し上げましたが、町民の尊い支出からの上になつてある職場という意味から解釈してでございます。それと定員・給与等の状況を町民に分かりやすいように公表されるべきではないかということと、また、職員に対する福利厚生はどのようにされているのか、そして人材育成の推進ということでいろいろと同僚議員から企業的な感覚をという意見もござひます。私も企業的感覚を養ふ必要があるのではないかというふうにも思ひます。その点どのように取り組んでおられるのかお聞きしたいと思ひます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは川島議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。まず、給与の適正化についてのご質問であります。11月の臨時議会では平成17年度の給与改定についてご説明をいたしました。国が人事院給与勧告により、平成18年度には、昭和32年以来50年ぶりの給与の構造改革が行われます。この勧告の概要について、少しご説明をいたしますと、年功序列的な給与体系の見直しを行い、職員給与を、平成18年4月1日から平均して4.8パーセント引き下げること、職務・職責や勤務実績に応じた適切な給与を確保するため、人事評価制度を導入すること、この人事評価制度を、勤勉手当の額の算定にも反映をさせること、55歳以上の職員の昇給については、昇給幅を半分程度に抑制すること等が勧告されておりました。この給与の適正化が図られるものと理解をしているところでございます。なお、給与の公表につきましては、「大山町人事行政の運営等の公表に関する条例」に基づき、公表に努めている考えであります。

次に、福利厚生事業についてであります。大山町では、職員の相互扶助と親睦を図るため大山町職員互助会を設置し、運営をいたしております。互助会役員は、職員の互選によって選ばれ、親睦会の実施や鳥取県市町村職員共済組合が実施をいたします各種球技大会への参加、慶弔関係の給付等の事業を実施しております。

最後に、人材育成の取り組みについてでございます。先ほど近藤議員さんの質問にもご答弁させていただきましたとおり、分権社会にふさわしい人材の育成が急務となっておりますので、大山町の将来像と行政のあり方などを踏まえ、人材育成に関する基本的な方針を定め、取り組んでまいりたいと考えておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島 正寿君） 2番、4番については、大体理解できました。3番目の定員給与等の状況の公表についてですが、職種ごとに定員給与等の状況を明らかにしてあるか、他の団体との比較や全国的な指標を示すよう意を用いられているか。また、住民等が理解しやすいような工夫が行われているかお尋ねいたします。もうひとつは人材育成の推進でございますが、人材育成では民間企業的な感覚を養う必要があるというふうに思います。ひとつは私はこの財政を危機ととらえて見ました。そしてその危機を乗り越えるために町長がトップダウン方式でやっていかなければいけないかというふうにも感じます。そしてもしこれが民間だった場合には、ということを考えて、町長は経営者である。経営者がこの危機をどういうふうに乗り切っていくかということは町長は経営者の社長クラスの報酬を受け、また、課長管理職等はいかに部下を動かしていくか、これの部課長級の講習を受ける。そして、普通の職員はいかに顧客サービスの徹底を出来るような講習を受けるか、こういった点の重視して、行政は最大のサ

ービス機関であるといわれる以上は、こういった点に向けての講習が必要ではなかろうかというふうに思います。それで、ひとつ感じることは、合併してからの、町民の皆さんから心配りが足らんというふうに聞こえます。それは手続きに来て、部署が変わりまして分かりませんか、県からいつくるのか分かりませんで、というようなことが答弁に帰ってくるみたいです。「早く許可をもらいたいんですが」と言ったら「分かりません」と言う。じゃなくして、その許可は今県から届いてないですけど、届けさせたときにいつ頃までにこれの許可がいただけるものでしょうかと確認して、「申し込んでおります県からの返事は、いついつ頃までということでございでしたが、届いておりませんのでもう少し待ってください」というような答弁が欲しいのではなかろうかというふうに感じます。ほんに行って聞くけど他人事みたいにと言う声が聞こえます。それは町民も他人ではあるかも分かりませんが、町民あつての行政だと思います。唱えております誰のための行政か、本当に危機感覚を管理者が財政危機だと思わなければ、危機感覚がならないと思います。

ですから、管理者は町長、組織が向かうべき方向と最悪の事態の両方を考える責任があると思います。それは、組織が向かうべき発展の方向の夢というのは、この町民が本当に住んで良かったという声が聞こえるまちづくり、そして最悪の事態ということの悪夢のということ为例に見ますと、これは、財政再建団体に落ちるということなんです。本当に合併して今特例債があるからという変に安易な気持ちで職員にあってはならないと思いますし、一丸となってやっていたくためには、この危機を乗り越えていくには、やはりその両方を考えて地域みなさんに説明責任をし、了解を得、そして一緒になっていく必要があるのではなかろうかと思います。3番目と5番目言いました。人材育成の推進について、ちょっと余談に触れましたが、こういった民間的な感覚を持った講習会へ臨むような考え方はないかということをお尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 川島議員さんの再質問に答弁をさせていただきます。再々申し上げておりますように、今おかれている財政状況、決して楽な状況ではない、非常に厳しい状況にあるということは私自身も認識しているところであります。更にそういった危機を乗り越えるために住民の皆さんとともに痛みを分かち合い、住民の皆さんにもご理解をいただく中で、この危機を乗り越えていかなければならないという思いは強く持っているところであります。そのためにも職員が町民の皆さんに信頼され、仕事に励める、役目を果たせる、そういう職員にならなければならないという思いの中で、先程来、近藤議員さんのご質問にも答弁いたしましたような研修に努めておるところであります。ご指摘のように民間的な感覚そういったものもしっかりと学ばなければならないというのは理解をいたしております。しかしながら、行政としての役割として効率性だけで全てを判断してはならない課題もあるわけでありますので、そこら

辺のところ十分に踏まえながら、研修に努め、職員も資質の向上に努めてまいりたいというふうに思うところであります。給与の公表の状況につきましては総務課長の方から答弁いたします。

○総務課長（諸遊 雅照君） 川島議員さんのほうから職員の給与の公表の件につきましてご質問を受けました。ご質疑の中で他の地方公共団体との比較等の検討もなされないかというふうなことでございますが、先程申しましたように、この公表につきましては大山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例というものがございます。この条例の中身につきましては少し読み上げてみますと、職員の任免及び職員数に関する状況、職員の給与勤務時間その他の勤務条件の状況、職員の分限処分及び懲戒処分の状況、職員のサービスの状況、職員の研修及び職員の福利厚生に関する状況等々を公表するような中身になっております。そういうような観点から少し他の地方公共団体の情報等につきましてはなかなか把握が困難だというふうに思いますので、そういうふうなものについての公表はこの本町の公表の中に盛り込むことは困難だというふうに思っておりますが、しかしながら対外的にさまざまな状況を具体的に申し上げますと、例えば鳥取県の市町村振興協会等が県下の要覧のようなものをまとめておりますが、その中でラスパイレス指数とか財政の状況とかさまざまな給与の状況とか分かるような資料を発行いたしております。そういうふうなものを見比べていただきながら相対的にご判断をいただきたいということで本町の公表につきましては先程申し上げましたような事項に関して公表する考えでございます。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島 正寿君） 課長の答弁、できるだけ多くの資料を得て住民の皆様が納得できるようなものを集めてやっていただきたい。それから町長の人材育成の講習会でひとつ提案したいんですが、職員の残業手当もいっぱい出ておりますが、講習会に職員を旅費を使って向かわせるのではなくて、この庁舎内で講師を迎えてそういうことはできると思います。そう金額的にも高くない講師を迎えていかに必要か、これ行政の方の専門でなくして、民間がいかにバブル経済から乗り切るためにどういう具合にしたか、それは縮小しました。まず。小さな自治体と簡素化というようなことをした。そういった内容、そうしていけば自然と定員管理あるいは人材育成の方向にもつながっていくと思うのでそういった方面の研究をしていただきたいということを申し上げて私のこの1番目の質問は終わります。

○議長（鹿島 功君） 続けてください。

○議員（7番 川島 正寿君） 次、2番目に観光大山町の推進についてということで、大きく観光大山町ということをおっしゃっておりますが、私はその中のある一部のことに触れておりますがその件から質問いたします。

大山を中心とした観光地の充実が、大山振興室と観光協会等で計画、いろいろ取り

組みなされていますが、先月11月20日に県主催の京都でのウォークラリーが行われました。それは、鳥取県のゆかりのあるところをウォークラリーするというので、京都の名和長年公のゆかりのある名和児童公園も、それもひとつとして行われました。そしてそこにですね、名和長年の菩提寺のある坪田2区の有志の方々とそれから歴史の研究されています古御堂の有志の方が町のパンフレットを町の協力も得ながら自費で作成されて宣伝に参加されておりました。

約600数十名の参加の方が京都のその児童公園に来られました。私もちょうどその日にそこに行ってみました。その様子は町の方々も来ておられましたのですが、観光大山町を思う気持ちでこれは民意を強く感じたわけです。そしてこの観光大山町は、大山寺もありますし、大神山神社もあります。そこでこの名和長年と大山寺ということは、名和長年公の弟の信濃坊源盛が大山寺の僧兵だったということで、船上山の戦いにも応援隊として参加されているという歴史的なものもございます。この観光大山をアピールしていけばしたがって名和神社というものもその関連として、観光地のひとつとしてその方々やその他の人に宣伝で来てくださいということになるんですが、一方、私昨年ですが、質問しましたのですが、台風で名和神社の屋根ははぐれたままでブルーシートがかかったままなんです。で、その質問のうちに問いましたところ、宗教団体ということでもっと、その他の任意団体、奉賛会等に頑張っていたきたいと。後押しはしますから、という町長の答弁だったんですが、これも僕はひとつの危機だなと感じました。で、例をはっきりとは自分が調べたわけでないから分かりませんが、神戸の震災のときに楠正成を祭ってある湊川神社が倒れてそれは神社庁が直したというような話も聞きました。これは災害です。この台風も結びつけたら災害でないかなあと感じます。そこでその災害にあったこと、もし神社庁が直したということがあれば、私は働きかけていただいて、一緒になって働きかけて、主導して、主になって、先頭にたっただなしに、導いてもらって奉賛会の名前とかそういったほうを前に出されてもいいんです。何らかの形でこれ早急に直して、大山の観光に役立てられないものだろうかあとというふうに思います。そしてある一方、このことができなければ財政の危機も乗り切れんじやないかなあとというような、ちょっと過大なあれを感じますが、町長はいかにお考えですか。宗教法人どうこうじゃなくして観光地を良くするという考え方で何らかの方法の考えはないものかお尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは答弁をさせていただきます。政務報告でもご報告いたしましたし、先ほど議員さんからもありましたように、今年初めて行われました京都での「とっとりウォーク」には約600名の方が参加をされました。名和長年公戦死の地と伝えられる名和児童公園、京都にあるわけではありますが、これを会場に、本町特産の紅茶の接待を行ったところでもあります。併せて地元の方からも4名のボラ

ンティアの皆さんが駆けつけていただき、後醍醐天皇や名和長年にまつわる解説をしていただいたところでもあります。当日はやや肌寒い天候ではありましたが、参加者の皆さんは暖かい紅茶で休憩を取りながら、興味深く解説に聞き入ってくださり、本町の大きなPRの場となったというふうに思っているところでもあります。そして、地元ボランティアの皆さんの熱意に、今後、観光大山町の取り組むべき、進むべき道を見たような気がしたところでもあります。やはり多くの町民の皆さんが先頭に立って盛り上げていただくことが大事だなあということを改めて感じたところでもあります。

さて、名和神社の屋根の修復であります、町が主導して取り組むべきではないかというご質問でありました。申すまでもなく名和神社は名和地区における観光の中核的な施設であります。また、のみならず、大山町としても大きな観光資源となる役割を果たす施設だと、神社だというふうには認識をいたしております。今のような状況でありますので、早急な修繕が必要であるということは私も同感であります。

しかしながら、ご承知のように神社という宗教に関わる施設でありますので、町の関与が大変難しいのも事実であります。憲法第20条に規定をされております政教分離の原則があり、それに規定してあるところでもありますし、更に第89条には公金その他公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、これを支出し、又はその利用に供してはならないと、憲法上で明確に国や公共団体の関与を禁止しておりますので、地方公共団であります大山町がこれを無視することは許されるものではないと思っております。

また、文化財に指定されている寺社については例外的に公費支出が認められるところではありますが、名和神社は、現在のところ指定はされておられませんし、今後の指定も見込めないと、調査をいたしましたけども文化財の指定は見込めないとこのところでもあります。従って、町が直接的に関与をして修復に取り組むことは残念ながらできないのが今の現状だろうというふうに思っております。

私といたしましては、前々から申し上げておりますように、まず所有者であります名和神社さんが名和神社の宮司さんが、あるいは総代さんを中心にしながら修復計画をお作りになり、奉賛会等の組織化によって広く住民の皆さんのご篤志を募られるのが一番の早道であるというふうに考えておるところでありますし、今その動きがようやく出てきたということで、少し先が見えたのかなあという思いでおるところであります。名和神社は、本町の誇ります先人名和長年公のゆかりの地であるだけでなく、おっしゃいますように名和公園、藤寺あるいは大山とも一体的に取り組んでいく上で大変重要な観光資源であります。今後もこの資源をみんなで生かせるような取り組みをしていくことが必要であろうというふうに考えておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島 正寿君） 町長のおっしゃるのは痛いほど良く分かるわけなんです、宗教法人にそういったお金は使えないというのはありますが、名和神社は元別格官幣社という由緒ある神社です。別格なんです。今は、官幣社なんです。京都でのウォークラリーに後醍醐天皇をお助けした武将の一人であるということで、楠正成公は知っておられますかと、来られた方々はうなずかれます。新田義貞という武将もあります。うーん、そげだ。ここはもう一人一番最初にお助けした名和長年という武将と言ったら、こうなんです。みんなが首をかしげられました。しかし、よく考えてみていただけないかなということです。この旧名和町でも今度大山町といいますか、全国的に自慢できる約700年前にそのときの天皇を助けた。極端なことを言えば、今の天皇を山口町長が小泉と喧嘩して助けた。そういう場面も想像できるんです。何らかの方法でもう一度すつとでなくてもいいです。ぐるーっと回ってもいいですけど、今は電信電話早く連絡が取れる時代ですので、何らかの方法でお願いしたい。名和町の職人組合の中でもうーんという方もございます。設計事務所をかませるでなく、地元の有志でなんとかでもできれへんだないかなということも話もあります。そういった点で、もし何らかの形で町の方も頑張っていたら、名和地区のあるいは大山町の人々の協力が得られて、何らかの形で進み出せた時に町として応分なる何らかの形での応援ができないものかなということをもう一回お尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 川島議員さんの再質問に答弁をさせていただきますが、申し上げましたように名和神社はおっしゃるとおり由緒ある施設でありますし、大きな観光資源になるわけでありまして、従って行政といたしましても、大きくなった大山町中の観光の拠点として、これからひとつの観光ルートとしてPRをしっかりとしていきたいというふうに思っておりますし、そういった取り組みをどんどん進めていかなければならないというふうに思っております。歴史的な事実等それをもっとPRしていかなくちゃいけません。地元の子供達にも住民の皆さんにも知っていただくような努力もしなくちゃいけませんし、そういった意味でそういう取り組みは積極的に名和神社とのかかわりの中で行政も取り組んでまいりたいというふうに思っております。

しかしながら、宗教法人の施設に対して直接行政が支援をするということは、金銭的な支援をすることは法的にできないわけでありまして、そこら辺はご理解をいただきたいというふうに思っておりますし、提案して議会の皆さんがご了解いただけるかどうか、まあ、だめでしょうけども提案することもできないわけでありまして、ですからいづれにしても皆さんの力でこれを修復するそういった体制を作っていかなくちゃならないわけでありまして。議員さんとはとらわれません。どうぞ、議員活動のなかで議員さんとしては自由に動けるわけでありまして、川島議員さんもしっかりとそう

いった取り組みの中心になっていただければありがたいなというふうに思っておりますし、私は立場上中心的な立場にはなれないというこういう立場にある苦しさもあるわけです。今、そういった奉賛会の立ち上げについて今、ようやく動いていただいておりますので当然それを側面的に私も支援はしていきたいというふうに思っておりますが、行政が直接そういった意味での支援はなかなか今の法制度上無理だということはお理解をいただきたいと思っております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島 正寿君） この件については余裕は無いですか。もう1回ありますか。

○議長（鹿島 功君） どうぞ。

○議員（7番 川島 正寿君） 今、町長が言葉に直接的にはと言われたんですが、間接的にはよろしゅうございますか。直接的にはお金を出すことはできないがと言われましたが、その修復に関わることができないがと言われましたが、間接的にはよろしいですか、と言いますのは、僕はひとつ主になってというと三輪車の前輪、小さい幼児が乗ります三輪車は前が車が大きいですね。これは町が主になってすることはできんかもしれませんが、大人の乗る三輪車で前のこまが小さくて後ろが大きな三輪車があるですな。そういう意味に考えて、たとえば今の総代会、観光協会、奉賛会は前のこまい車だないかと思っておりますし、それで町を大きな車輪にたとえばバックでその辺のところは直接的にはではなくして間接的にできるのであれば、願いたい。その間接的にはよろしいですか。いいか悪いかはあとで僕の方もちょっと研究してみますが、ことはどうあれ、早急にこれをできるものは取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に入ります。3番目の通学路に街灯をということで、普段より児童生徒の通学についてはいろいろと配慮されておりますし、また同僚議員からの質問で、いろいろありました。だが、私はこの安全を確保せよということ、なかなかそれを付けたからといってそれがすべて守られるもんじゃないと思っておりますが、登下校時の安全を図る上で街灯の設置は考えておられるかということで質問しております。というのが、直接的に児童からの声がありました。「川島さん、ここ暗てきよとていけんわ。何とかここに街灯つけてもらえんだあか。」これは大山中学校の一生徒の要望で、願いであると受けとめました。「あったらええに、安心してできいに、お父さんやお母さんが都合が悪いときに迎えに来てごしならんときに歩いていなにゃいけんのにきよとていけんわ。」ほんとに一町民の生の声だなと、今ここにいろいろと通学時の問題があつて、「教育委員会だなしにこれは町長になら聞いてみいわい。」「ならお願いします。」そういう返事をいたしました。そしてこれ大山中学の生徒の声だったんですが、名和、中山の生徒もおんなし考えだなというふうに思いました。そこで早急に調査をして、これを是非とも

早く設置できないものかと思えます。町長の考えをお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは答弁をさせていただきます。通学路に街灯を整備しようというご提案で、先程来、たくさんの方からご質問がっておりますように、この頃、学校周辺に不審者の出現や児童への声かけなどの事例が発生したり、さまざまな事件が起きて、子どもを取り巻く環境が悪化していることは十分に承知をしているところであります。その一環として通学路に街灯を設置してはどうかということではありますが、通学路と一言で申し上げましても、全町全道路が通学路であろうというふうに思います。従ってそのすべてに防犯灯、街灯を設置することは施設の整備、更には維持管理の上から言ってもまず困難であるというふうに思っておるところであります。道路照明につきましては、一定の基準の中で道路の設置者が整備をするものであります。町道は町、県道は県、国道は国、それぞれ道路の通行安全上の観点の中から必要なところに照明灯をつける、これが道路照明であります。で、防犯灯につきましては本町の場合、各集落や自治会などで町が助成をする中で設置していただき、維持管理をしていただいているというところであります。

それらの状況を踏まえ、先般も街灯の設置につきまして、PTAなどからも要望があっておるところでありまして、現在検討しているところでありますし、県道については県に要望も毎年重ねてしておるところであります。

そういった中でそれぞれの自治会の中でも防犯灯を設置する場合、毎年区長さんに制度を周知しているところでありますので、また自治会の中としても子ども達の安全のためにそういった地域に防犯灯を設置していただくようお願いしてまいりたいと思っておるところであります。いずれにしましても通学路の安全対策につきましては、防犯灯の設置も含め地域ぐるみで取り組む必要があると思っておりますので教育委員会を中心に早急にその対応を検討をしていく作業を進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島 正寿君） 最初の町長の言葉を聞いておりましたら、逃げの言葉というやに感じました。県道は県、その設置者にそういったあれがあるというふうに言われましたですが、これ、ほんとに町民が望んでいるものが、これはたとえ県だろうが、私道だろうがそういったものを調べて本当にしたら、ひとつでも早く声が届いたというようなやつ、早急に、最後の言葉で教育委員会とその他地域と話し合っていくということを言われたのですが、是非ともこれはぱっとすぐできた、今、いろいろと報道機関で話題になっているのがそれがこの問題について何人もの議員がしておりますが、それがすぐ反映できた、合併してひとつでも街灯、あそこについたといや、声が届いたなあ、やっぱし合併して良かったなあというような件にもつながってくるで

す。いろいろあると思いますが、その辺をご理解して、早く設置をお願いします。ぜひともこれは付けていただきたいというふうに思います。以上質問終わります。

○議長（鹿島 功君） この質問なしということですので、次の段階にうつります。

○議長（鹿島 功君） 次、17番 野口俊明君。

○議員（17番 野口 俊明君） 私は防災についてということで通告しておりますが、このなかで4点、体制について、対応について、対策について、そして訓練の状況及び反省点はどうかということで1点ずつさしていただきたいと思います。よろしくおねがいします。

防災ということはほんとに今、今年になりまして地震、津波、ハリケーンとかいろいろ起きております。その中で、いろんな面で一番末端の市町村といいますか、末端の行政が担う役割が一番大きいということが、いわゆる報道によってもいろんなシンポジウム等たくさんあるわけですが、そういうものを聞いてみても分かるわけでありまして。本当に危機管理意識、体制というものが地元の末端に無ければ住民は早く対応していただけないことがあるんじゃないかなというわけで考えるわけでありまして、この体制について、町の体制はどうなっておるかということで、体制にもいろんな体制があると思いますが、伺ってみたいと思います。何てこと言いません、後から答弁によってまた聞きたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは野口議員さんのご質問について答弁をさせていただきますが、防災の体制についてはどうなっているかということでございました。もちろんさまざまな機関と連携を取って災害に対する対応策をしていかなくちゃならないというふうに思っておるところでございますが、今、そのような体制対応こういったものについて大きな指針となります新町の地域防災計画、これの今策定を急いでおる所であります。旧町それぞれにありました防災計画でありますので、このそれぞれの状況等をひとつにまとめて今、災害対策するための地域防災計画を策定をいたしておるところであります。それができるまでの間、今、暫定的なマニュアルでそれぞれの対応を今しておるところであります。体制といいますのは当然、町が災害がありますと対策本部をたてれば私が本部長になるわけでありまして、その中でそれぞれ職員各部署ごとの役割ができておりますし、更には町の消防団、警察、広域消防、更には自衛隊、通信ではN T T等あるいは電力の電気会社とJ R等さまざまな組織との連携を図る、そういったことの体制作りそれをとっておるところでありますし、その具体的な取り組みを新町の中でやるために今地域防災計画それを策定を急いでいるというところあります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 野口俊明君。

○議員（17番 野口 俊明君） 今体制作りこれからだということですが、大まかなものは、できているわけですか。いわゆるいつ頃出来上がるということでしょうか。そこら辺を伺いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 先程申し上げましたように体制は既にできておりました、その連携をとっておるところであります。それを体系付けて今、新しい地域防災計画として作りあげている作業をしているということでありまして、今暫定のマニュアルでそれぞれ動いているということがございます。新しい防災計画は今年度末を目標としながら今、鋭意努力をしているところであります。当然今でもすぐ対応できる体制はとっておるつもりであります。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 野口俊明君。

○議員（17番 野口 俊明君） ならそういたしますと、体制が出来ているということはその中でいろんな体制があるわけでありまして、職員さんの体制から通信連絡救助物資運搬とかそういうものですね、どのぐらい網羅しておられるか教えていただきたいと思います。どのくらい、いわゆる本当にきちんと住民が分かるようなあれかを私が聞きたいということですが。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 詳細につきましては総務課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 先ほど町長がお答えしましたように、現在災害時、有事の際につきましては暫定の防災マニュアル等を定めまして行動をとってるところでございます。その中で、職員の動員等につきましては、各課の中でその配備体制、配備計画によってその人数も異なっておりますが、基本的な初動体制といたしましては、第1時配備といたしましては、災害警戒本部ということで震度4以上の地震が発生した時、あるいは台風が鳥取県を通過すると見込まれるときというふうな時点におきまして第1次配備計画ということで本町におきましては職員20名体制、支所につきましてはおよそ13名体制程度で警戒にあたるというふうな配備計画を予定をいたしております。

それから次は、災害の対策本部ということがございます。こういうふうなものにつきましては、具体的に震度5弱の地震が発生したとき、あるいは町長がその必要を認めるとき、あるいは災害が広範に渡るときというふうな基準の中で、その配備計画を定めておりますが、これにつきましては本庁ではほぼ全員の90名体制、それから支所におきましては第2次配備については46名体制というふうな配備計画の中で対応することとしております。更に第3次配備ということで、全町に被害を及ぼすような災害につきましては、これは震度5以上の地震とか、あるいは全町を覆い尽くすよう

な大火とかそういうようなものにつきましては、当然全職員が対応して災害に当たるということですが、これらのさまざまな初動体制等につきましてもこの暫定マニュアルにおきましてその役割分担をしておるところでございます。

その役割分担につきましては総務班なり、福祉班というふうなそれぞれ役割分担をこなしながらこのマニュアルに沿って具体的に行動するということから10月6日の総合防災訓練の際にもこれに沿った形で初動の対応の試験的なことを行ったということでございます。以上でございます。

○議員（17番 野口 俊明君） 続きまして、いま少しそういう私がつぎ聞く対応とかというほうも入っておったと思いますが、対応についてどういう災害に対する対応については先ほど今あったわけではありますが、そういうものについて対応できる準備ができていいのかということも含めて、対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） ご答弁させていただきますが、先ほど総務課長が答弁いたしました、火災、地震、風水害そういったものについての対応を考えて計画を策定しておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 野口俊明君。

○議員（17番 野口 俊明君） ちょっと、私も質問の仕方が悪かって、そういうあれですね、いわゆるいろんな資材とか物資とかそういうものの対応については、現在それを今策定しておられて、それに沿ってやられるんだかも知りませんが、現状として旧町のいろんなもんもあるでしょうし、そういうものについては、準備はできているんでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 答弁をさせていただきます。それぞれ旧町の時からそういった災害用の備蓄はしてあるところでありまして、これが県下統一的な備蓄の中で応援がし合える体制の中でそういった整備はしてあります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 野口俊明君。

○議員（17番 野口 俊明君） 了解しました。続きまして、対策でございます。これについて行政がする対策、及び地域住民との協力してやるような対策、個人がする対策もあるわけですが、行政がかかわる対策について、基本的なことそして想定等されての対策等あればお答えいただきたい。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 答弁をさせていただきます。対策ということでありましてけれども、当然そういった体制を職員ともども取ってあるわけでありまして、常にそういった災害に向けて対応できるような心構えを持つような訓練なり意識をもつこと、これが大きな対策であろうというふうに思っておるところでありまして、また、住民

の皆様におかれましてもやはり災害時の対応ということでまずは自分、そして助け合
わなくちゃいけませんし、そういった自助、共助、公助といったこういった基本と
して考えながら、地震や津波大雨、火災、災害等、さまざまなきにまずは自分達の
地域は自分達からまず守っていかなくちゃならないというような意識も高めていかな
くちゃならないというふうに思っておるところでありまして、そういう意味ではこれ
から地域自主防災組織を各集落に自衛消防だけでなく、自衛消防を核にした防災組織、
自主防災組織を作りあげていただく中で、災害に対する備えをしていただけるよう体
制を作っていかなければならない、意識を高めていっていただかなければならないと
いう風に思うところであります。

○議長（鹿島 功君） 野口俊明君。

○議員（17番 野口 俊明君） もうひとつ、先程伺いました想定ですね。たとえば
今答弁中でありませんでしたが、災害に対する想定というものはしておられるのか、
おられないのか。たとえばですね、スマトラ沖の地震のように、あのぐらいの地震が
きますといわゆる昔の三陸沖といいますか、チリ地震のようにいわゆるリアス式海岸
のようなところなら被害があるけど、普通の平地は被害が無いという格好もあるわけ
ですが、この前のスマトラ島の地震によりますと、いわゆる平地でも数10メートの
所まで波が上がるということになれば、たとえば30メートルの津波が来れば、山陰
線ほとんど津波でそのぐらいの高さまでいっちゃうというようなことがあるわけです。
そういうようなことに対してとそういう個々のそういう案件に対しての防災上の対応、
対策という想定したものは新町では今回整備されるのか、されないのか伺ってみたい
と思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁させていただきますが、災害、当然いつどんな
災害が起こるかわからないという備えは必要だというふうに思っておりますし、そう
いった意味で訓練も必要なわけでありまして、この間は西部地震のあった5年前の1
0月6日、その日に震度6くらいを想定し、更に津波が発生したということの想定の中
で訓練を行っているところでありまして、さまざまな災害によって想定をしながら
これからも訓練をしていかなくちゃならない、と思っておりますが、これは大山町だ
けでなく場合によっては広域的に全県下あるいは西部地域もっと広範囲なそういった
意味での想定をした訓練ということもこれからは必要になってくるのではないかなと
いうふうに思っておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 野口俊明君。

○議員（17番 野口 俊明君） 分かりました。ひとつそういう本当にそこら辺だ
けで済むと思っていらないように想定していただければと思います。それから最後です
が、訓練の状況及び反省点ですね。今年等もいろいろ警報が出たり、いわゆ先ほど町

長も言われましたが、訓練もいろんな想定をしながらされたということでございますが、それについての状況と反省点、住民等を交えてのことでお聞きしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは答弁をさせていただきますが、先程申し上げましたように10月6日に大山町総合防災訓練の実施をいたしております。その状況なり、反省点についてということでございますが、当日は、当日朝、日本海沖で発生いたしました震度6強、これの地震によって津波が発生したという想定の上に大山町全域において住民、消防団、小中学校の児童生徒、赤十字奉仕団及び役場職員およそ全部で1,100人の方に参加をしていただいて、避難訓練、消火訓練、炊き出し訓練、津波の対策研修等を実施したところであります。

町では、暫定の地域防災マニュアルに基づいて災害対策本部を設置いたしまして、災害情報の伝達や避難所の設営手順についての検証を行ったところでありますが、入電される災害情報の本部への伝達やこれに即応した指示命令の伝達、あるいは、本庁支所間の情報伝達方法の一部に錯綜した場面もありまして、災害情報をいかに正確に伝達するのか受け止め、出し、それをまた伝えていくのか、また本部からの指示命令をいかに迅速かつ正確に伝えられるかというような情報伝達の手順や職員の配置において、新たに改善すべき点が浮き彫りになったところであります。

また、防災訓練への参加につきましては、町内全集落のみなさんに訓練参加を呼びかけたところでありますが、平日ということもあったためか、参加いただきました集落は、全町で16集落、人数にして230人とどまっておりますが、今後は、地域の防災活動の検証となるこのような機会に、できるだけ多くの方に参加をいただくような取り組みをしてまいりたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 野口俊明君。

○議員（17番 野口 俊明君） もうひとつ先ほど聞いたことを答弁していただきたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 明確に質問ください。

○議員（17番 野口 俊明君） いわゆる今年度、今の警報等があったわけですがそれについての対応どうだったかということを一緒に聞かせてもらったわけですが。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 先程総務課長が説明しましたようなマニュアルのもとに警報が出されれば第1次配備、第2次配備と職員が待機をしながら巡回をし、住民の皆さんからの災害に対する情報に対しての対応をしたり、あるいは道路河川等の点検に回ったりしながら対応してきているところであります。今のところそれについての大きな問題は生じておりません。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 野口俊明君。

○議員（17番 野口 俊明君） これで最後ですけど、今のいわゆる町内のたとえば通信体制とか連絡体制といいますか、たとえば我々携帯を持ってても場所によってつながらないというところもあるわけですが、そういうような時に町なんかはうまく場合によってはいくのかいかないのか、そしてもうひとつ、この前10月19日ですか、内閣府の発表であった地震発生時の都市の揺れの点があったわけですが、それに私が地図を見たら新町、この新大山町の中にも赤いしるしがあったように見たわけですけどもそこらへんがあるかないか、教えていただきたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 通信の状況につきまして総務課長の方から答弁させていただきます。

○総務課長（諸遊 雅照君） 通信の状況につきましてということでございますが、通信の状況につきましても、災害時につきましても行政は特段の優遇的な措置をNTT等からもはかっていただいております。災害時におきましても優先的に電話等が通じますような非常電話が何回線か庁舎内に入っております。

また、町民の皆さんに対します周知の方法といたしましては、防災無線等の方法が有益じゃないかというふうに考えております。それから、先程地盤の関係によりまして地震等の揺れの大きな地域が大山町内にあるというふうなことで新聞報道されたということでございますが、このことにつきましては少し情報を把握しておりませんでしたので、ご答弁についてはよく分かりませんので申し訳ありませんがお許しをいただきたいと思います。

○議員（17番 野口 俊明君） 終わります。

散会報告

○議長（鹿島 功君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。本日はこれで散会いたします。次会は、20日に会議を開きます。定刻までに集合してください。

本日はご苦勞さんでした。

午後2時3分散会
